

ユネスコ活動費補助金交付要綱

平成26年3月3日
文部科学大臣決定
平成31年2月15日改正

(通則)

第1条 ユネスコ活動費補助金（以下「補助金」という。）の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「SDGs」とは「持続可能な開発目標」をいう。

2 この要綱において「ESD」とは、「持続可能な開発のための教育」をいう。

(交付の目的)

第3条 この補助金は、ユネスコ活動に関する法律（昭和27年法律第207号）第四条第一項及び第二項並びにユネスコ活動に関する法律施行令（昭和27年政令第212号）第二条及び第三条の規定に基づき、SDGsの達成の担い手を育む国内の教育現場における多様な教育活動（ESD）を実施・支援することで、担い手に必要な資質・能力の向上を図ることを目的とする。

(交付の対象及び経費)

第4条 文部科学大臣（以下「大臣」という。）は、前条の目的を達成するために行う事業（以下「補助事業」という。）を実施する団体の設置者に対し、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとするときは、大臣の指示する期日までに、補助金交付申請書（様式1）を提出しなければならない。

2 補助金交付申請書には、次の各号に掲げる資料を添付しなければならない。ただし、国・地方公共団体の機関、国公立私立大学、文部科学省所管の機関等である場合は、こ

の限りではない。

(1) 団体の事業計画及び収支予算書

(2) 団体の規約又は寄附行為

- 3 補助金の交付の申請をしようとする者は、第1項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して交付の申請をしなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第6条 大臣は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたものについて、交付の決定を行い、補助金の交付を受けようとする者に交付決定通知書（様式2）をもって通知するものとする。

- 2 大臣は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第3項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、審査の上、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

- 3 大臣は、第1項の交付の決定に際して、必要な条件を附することができる。

- 4 補助金の交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、前条の補助金交付申請書が文部科学省に到達してから30日とする。

（申請の取下げ）

第7条 前条第1項の通知を受けた者は、交付決定の内容又はこれに附された条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知の日から起算して15日以内に交付申請取下げ届出書（様式3）を大臣に提出しなければならない。

（経費の効率的使用等）

第8条 補助事業者は、補助事業を遂行するために契約を締結し、また支払いを行う場合には、国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。

(補助事業の変更)

第9条 補助事業者が、補助事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(様式4)を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的を変えないで、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。

(1) 補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、その変更が補助目的の達成をより効率的にする場合

(2) 補助金の経費について、補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、補助対象経費の費目の額を、交付決定額の総額の20%以内で増減する場合

2 大臣は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を附することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、中止(廃止)承認申請書(様式5)を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事業遅延届(様式6)を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告及び調査)

第12条 補助事業者は、補助事業の進行状況及び経費の支出状況について大臣の要求があったときは、速やかに実施状況報告書(様式7)を提出することとし、また、大臣は、その状況を調査することができる。

(実績報告書)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了した場合又は廃止の承認があった場合には、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認があった日から1ヶ月を経過した日又は補助金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式8)を大臣に提出しなければならない。

2 前項の場合において、実績報告書の提出期限について大臣の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。

3 補助事業者は、第1項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第14条 大臣は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、実際に補助事業に要した経費のうち補助金交付の対象となる経費の額又は補助金の交付決定額（変更されたときは、変更後の額とする。）のいずれか低い額を交付すべき補助金の額として確定し、補助事業者に確定通知書（様式9-1又は9-2）をもって通知するものとする。
- 2 大臣は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、前項の額の確定において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。
- 3 大臣は、補助金事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 5 補助金の支払は、原則として第14条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、会計法（昭和22年法律第35号）第22条及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条第4号に基づく財務大臣との協議が調った際には、補助金の全部又は一部について概算払することができる。
- 6 補助事業者は、前項により補助金の支払を受けようとするときは、「ユネスコ活動費補助金取扱要領」に掲げた書類を官署支出官文部科学省大臣官房会計課長に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第15条 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書（様式10）を大臣に提出しなければならない。
- 2 大臣は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前条第4項の規定は、前項に基づく補助金の返還を命ずる場合において準用する。

(交付決定の取消等)

第16条 大臣は、第10条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号の一に該当する場合には、第6条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱、補助金の交付の決定の内容又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の規定により第6条の交付の決定の取り消しを行った場合には、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、第1項第1号、同項第2号及び同項第3号の規定により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

4 第14条第4項の規定は、第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付を命ずる場合において準用する。

(知的財産権の報告)

第17条 補助事業で得られた成果に係る特許権等の知的財産権を得た場合には、補助事業者は、速やかに知的財産権報告書(様式11)を大臣に提出しなければならない。

(財産の管理等)

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 大臣は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部または一部に相当する金額を国に納付させることができる。

(財産処分の制限)

第19条 取得財産等のうち令第13条第4号の規定により、大臣が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が1個又は1組50万円以上の機械及び重要な器具とする。

- 2 法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、大臣が別に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取壊し、廃棄し、又は担保に供しようとするときは、様式12による申請書を大臣に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。
- 4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合に準用する。

(補助金の経理)

第20条 補助事業者は、補助事業の経理について、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を帳簿によって明らかにしておくとともに、当該帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(報告の公表)

第21条 大臣は、第12条及び第13条第1項の報告の全部又は一部を公表することができる。

(補助金調書)

第22条 補助事業者（地方公共団体が補助事業者となる場合に限る。）は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書（様式13）を作成しておかなければならない。

(補助事業の委託)

第23条 補助事業者は、補助事業のうちその内容が第三者に委託することが事業の実施に合理的と認められるものについては、補助事業の一部を委託することができる。ただし、補助事業の全部を委託することはできない。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を委託しようとする場合は、あらかじめ委託申請書（様式14）を大臣に提出し、承認を得なければならない。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

附則（平成26年3月3日）

この要綱は平成26年3月3日から施行する。

附則（平成27年1月26日）

この要綱は平成27年1月26日から施行する。

附則（平成30年3月30日）

この要綱は平成30年3月30日から施行する。

附則（平成31年2月15日）

この要綱は平成31年2月15日から施行する。

様式 1 (第 5 条第 1 項関係)

平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

代表団体名

職 名

氏 名

印

平成 年度ユネスコ活動費補助金交付申請書

ユネスコ活動費補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、上記補助金の交付につき、下記のとおり申請します。

1. 補助事業の名称
2. 本年度の事業計画
別紙のとおり
3. 代表団体の住所
4. その他

事業計画書

(注1) 審査結果通知に付された審査委員会意見を踏まえた上で作成すること。

(注2) 本事業計画書で読み込めない事業内容・経費の執行は原則として認められないため、
年間の事業内容・経費について十分に検討した上で作成すること。

1. 補助事業名称

2. 事業の目的・概要

3. 補助事業による活動地域

※原則として市町村単位で記入ください。全国規模の事業で市町村単位の記入が馴染まないものは他の単位（都道府県等）で記入ください。

4. 事業実施体制

5. 当該年度の事業内容

※事業の具体的スケジュールを含め、できるだけ具体的に記入ください。

※SDGs達成の担い手育成（ESD）に向け、事業内容がどう関係するかに留意し記入ください。

6. 事業の実施により期待される成果

①活動指標及び活動実績(アウトプット)、②成果目標及び成果指標(アウトカム)及びその算出根拠として用いるデータの設定を意識して記述ください。

7. 事業成果の発信・波及効果

※本補助事業は、その成果を好事例として広く発信することで、全国の関係者の取組に広く生かされることが求められています。これを踏まえ、①成果の発信について（内容、規模、手法等）、②事業の波及効果として、事業実施主体以外の主体がどのような取組を行うことになると想定されるかについて、できるだけ具体的に記述ください。

8. 事業評価

※本事業の事業評価を適切に行い、今年度又は来年度以降の事業の改善に反映するための体制・方策について記入ください。

9. 補助事業終了後の事業展開及び資金計画

※補助事業終了後、事業を継続・発展させていくための取組（人的・財政的資源の確保も含む）について具体的に記入ください。

○補助金の経費の区分

(単位：円)

費目	補助事業全体に 要する経費	補助対象経費	備考
賃金			
諸謝金			
旅費			
物品費			
消耗品費			
印刷製本費			
通信運搬費			
借損料			
会議開催費			
雑役務費			
委託費			
合計			

※ 「補助事業全体に要する経費」には、今回申請する事業の全体の費用（自己負担額など補助金に申請しない経費も含む）を記入ください。「補助対象経費」には、「補助事業全体に要する経費」のうち、本補助金の対象経費であり、補助金の交付を希望する経費の額を記入ください。

○補助事業期間

- ・ 補助事業の着手（予定）日 平成 年 月 日
- ・ 補助事業の完了（予定）日 平成 年 月 日

※補助事業完了予定日は、平成 年2月末日までのいずれかの日とする。

様式 2（第 6 条第 1 項関係）

文科統第 号
平成 年 月 日

殿

文部科学大臣

印

平成 年度ユネスコ活動費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付で申請のあった標記の補助金については、ユネスコ活動費補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

記

1. 事業の名称
2. 補助金の交付の対象となる事業は、申請のあった平成 年度ユネスコ活動費補助金事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
3. 補助金の交付決定額
4. 補助金の交付対象期間（事業実施期間）
5. 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）及び同法施行令（昭和 30 年政令第 255 号）並びにユネスコ活動費補助金交付要綱（平成×年×月×日 文部科学大臣決定）及びユネスコ活動費補助金取扱要領（平成×年×月×日 国際統括官決定）に従わなければならない。
6. 補助条件は、前項に定めるもののほか、次のとおりとする。
7. その他

様式3（第7条関係）

平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

代表団体名

職 名

氏 名

印

平成 年度ユネスコ活動費補助金交付申請取下げ届出書

平成 年 月 日付 文科統第 号をもって交付決定通知のありました平成 年度ユネスコ活動費補助金について、交付の申請を取り下げたいので、ユネスコ活動費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 補助事業の名称
2. 取下げの理由
3. その他

様式 4（第 9 条第 1 項関係）

平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

代表団体名

職 名

氏 名

印

平成 年度ユネスコ活動費補助金経費配分（事業内容）変更承認申請書

平成 年 月 日付 文科統第 号をもって交付決定通知のありました平成 年度ユネスコ活動費補助金について、経費配分（事業内容）を変更したいので、ユネスコ活動費補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業の名称
2. 変更の内容
 - ①変更前
 - ②変更後
3. 変更を必要とする理由
4. 変更が補助事業に及ぼす影響
5. その他

様式 5（第 10 条関係）

平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

代表団体名

職 名

氏 名

印

平成 年度ユネスコ活動費補助金事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付 文科統第 号をもって交付決定通知のありました平成 年度ユネスコ活動費補助金について、事業を中止（廃止）したいので、ユネスコ活動費補助金交付要綱第 10 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助金支出状況等
 - (1) 交付決定額
 - (2) 支出済額（利息額含む）
 - (3) 未支出額（返還金額）
3. 事業中止（廃止）の年月日及びその理由
4. 事業中止（廃止）の後に講ずる措置
5. その他

様式 6 (第 11 条関係)

平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

代表団体名

職 名

氏 名

印

平成 年度ユネスコ活動費補助金事業遅延届

平成 年 月 日付 文科統第 号をもって交付決定通知のありました平成 年度ユネスコ活動費補助金について、事業の遅延が見込まれるので、ユネスコ活動費補助金交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助事業の内容及び進捗状況（経費の支出状況含む）
3. 遅延理由
4. 遅延に対して講じた措置
5. その他

様式 7 (第 12 条関係)

平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

代表団体名

職 名

氏 名

印

ユネスコ活動費補助金実施状況報告書

平成 年 月 日付文科統第 号をもって交付決定通知のありました平成 年度ユネスコ活動費補助金につき、その実施状況について、ユネスコ活動費補助金交付要綱第 12 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称

2. 現在までの事業実績

3. 現在までの経費の支出状況

費目	補助事業費 (A)	補助事業費 の支出額(B)	進行率(%) (B)/(A)	補助金の概算 交付済額	補助金の 支出額	備考
合計						

4. その他

様式 8 (第 13 条第 1 項関係)

平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

代表団体名

職 名

氏 名

印

平成 年度ユネスコ活動費補助金実績報告書

平成 年 月 日付文科統第 号をもって交付決定通知のありました平成 年度ユネスコ活動費補助金について、事業が完了（補助金の交付決定に係る国の会計年度が終了）しましたので、ユネスコ活動費補助金交付要綱第 13 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称

2. 補助事業の実績

別紙（イ～ハ）のとおり

3. 補助事業者の住所

4. その他

別紙 イ

事業結果説明書

事業の実績の説明

--

別紙 口
収支決算書
(単位：円)

	費目	交付決定額	補助事業全体に 要する経費	補助対象経費	備考
支出	賃金				
	諸謝金				
	旅費				
	物品費				
	印刷製本費				
	消耗品費				
	通信運搬費				
	借損料				
	会議開催費				
	雑役務費				
	委託費				
	合計				
収入	ユネスコ活動費 補助金				
	自己資金				
	その他				
	合計				

※補助事業の実施に際し、収入を得た場合や取引相手先からの納入遅延金が発生した場合には、収入の欄における「その他」に計上すること。

取得財産等一覧表

1. 補助事業において取得・製造した資産

(単位：円)

財産の名称	仕様	数量	取得等年月日	取得等価格	設置場所 (住所)	備考

※補助事業において取得・製造した資産について、実施機関において管理する資産の単位毎に記載すること。

※交付要綱第19条第1項の財産処分の制限に該当するものは備考欄に「*」を付すこと。

※記載にあたっては本補助事業において取得・製造した資産すべてについて年度に区分し記載すること。

2. 補助事業において効用の増加がなされた資産

(単位：円)

財産の名称	仕様	数量	財産の額		設置場所 (住所)	備考
			増加前	増加後		

※交付要綱第19条第1項の財産処分の制限に該当する効用の増加がなされた資産について、実施機関において管理する資産の単位毎に記載すること。

※本補助事業において取得・製造した資産については備考欄に「*」を付すこと。

※記載にあたっては本補助事業において効用の増加がなされた資産すべてについて年度に区分し記載すること。

様式 9-1 (第 14 条第 1 項関係)

文科統第 号
平成 年 月 日

殿

文部科学大臣

印

平成 年度ユネスコ活動費補助金確定通知書

平成 年度ユネスコ活動費補助金については、ユネスコ活動費補助金交付要綱第 14 条第 1 項の規定により、下記のとおり額を確定したので、通知します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助金の交付決定額
3. 補助金の額の確定額
4. その他

殿

文部科学大臣

印

平成 年度ユネスコ活動費補助金確定通知書

平成 年度ユネスコ活動費補助金については、ユネスコ活動費補助金交付要綱第14条第1項の規定により、下記のとおり額を確定したので、通知します。

なお、既に交付した補助金の額が確定した額を超えるので、ユネスコ活動費補助金交付要綱第14条第3項に基づき、下記のとおり別途歳入徴収官文部科学省大臣官房会計課長より送付する納入告知書により返還してください。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助金の交付決定額
3. 補助金の額の確定額
4. 返還すべき補助金の額
納入告知書に記載された期限
5. 返還期限
6. その他

様式 10（第 15 条第 1 項関係）

平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

代表団体名

職 名

氏 名

印

平成 年度ユネスコ活動費補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書

平成 年 月 日付 文科統第 号をもって確定通知のありました平成 年度ユネスコ活動費補助金について、消費税等仕入控除税額が確定しましたので、ユネスコ活動費補助金交付要綱第 15 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る
消費税及び地方消費税の仕入控除税額
3. 補助金返還相当額
※別紙として、返還額に係る積算の内訳を添付すること。
4. その他

様式 11（第 17 条関係）

平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

代表団体名

職 名

氏 名

印

ユネスコ活動費補助金に係る知的財産権報告書

ユネスコ活動費補助金による事業で得られた成果に係る特許権等の知的財産権を得たので、ユネスコ活動費補助金交付要綱第 17 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称

2. 知的財産権の取得状況

知的財産権の内容	発明者等	権利者	知的財産権の種類、番号	出願年月日	取得年月日

様式 12 (第 19 条関係)

平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

代表団体名

職 名

氏 名

印

ユネスコ活動費補助金に係る財産処分承認申請書

平成 年 月 日付 文科統第 号で交付決定を受けた平成 年度ユネスコ活動費補助金に係る財産処分について、ユネスコ活動費補助金交付要綱第 19 条第 3 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 処分しようとする財産及びその内容

財産の名称	仕様	数量	取得時の価格	取得年月日	処分内容

2. 処分の理由及び処分予定年月日

3. 処分の相手方(住所、氏名、使用場所及び目的)

4. 処分の条件

5. その他

様式 13（第 22 条関係）

平成 年度ユネスコ活動費補助金調書

平成 年度
文部科学省所管一般会計

（地方公共団体名）

国			地方公共団体							備 考	
歳出予算科目	交付決定 の額	補助 率	歳 入			歳 出					
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助 金相当額	支出済額		うち国庫補助 金相当額
(項) 国際交流・ 協力推進費 (目) ユネスコ活 動費補助金											

1. 「地方公共団体」の「科目欄」には、「歳入」にあつては、款、項、目及び節、「歳出」にあつては款、項、及び目を予算書及び決算書に沿ってそれぞれ記載すること。
2. 「予算現額」欄については、「歳入」にあつては当初予算額、補正予算額等に区分してそれぞれの額を記載し、「歳出」にあつては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれ額を記載すること。
3. 「備考」欄には当該補助金に係る額の確定を受けたときは、その確定額を記入するほか、参考となるべき事項を適宜記載すること。
4. 補助事業に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越しが行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業に係る補助金についての調書の作成は、本表に準ずること。この場合において、「地方公共団体」の「歳入」の科目欄に前年度繰越金を掲げる場合は、その予算現額及び収入済額の数字の下に補助金額を（ ）で内書きすること。

平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

代表団体名

職 名

氏 名

印

平成 年度ユネスコ活動費補助金委託申請書

1 委託に関する事項

(1) 委託の相手方の住所及び名称等

住 所

名 称

代表者名

(2) 委託を行う業務の範囲

(3) 委託の必要性

(4) 委託金額 (単位 : 円)

2 委託費内訳

(単位：円)

費目	金額	積算内容	備考
賃金			
諸謝金			
旅費			
物品費			
消耗品費			
印刷製本費			
通信運搬費			
借損料			
会議開催費			
雑役務費			
合計			